

令和5年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月26日(水) 午前 9時から10時42分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 5番 富田哲夫

会長職務代理者 2番 浅見明仕

農業委員 1番 武藤量司

3番 八木原智宏

4番 若林想一郎

6番 小泉茂樹

7番 町田幸広

8番 村越聡

9番 平沼邦夫

10番 千島孝夫

農地利用最適化推進委員 第1 平沼良一

第2 関口孝夫

4. 欠席委員(1名)

第3 石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田勝一

書記 小俣敏孝

渡部希生

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ございます。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年度第6回農業委員会を開会します。

なお、石黒農地利用最適化推進委員から欠席の旨の報告がありましたので、ご報告を申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

6番、小泉茂樹委員、7番、町田幸広委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第12号番号1につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 議案第12号番号1について説明いたします。

議案第12号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は103平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり毛呂山市在住の方です。

申請理由は進入路であります。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の右上にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根古屋3区コミュニティ広場の西約60メートル

のところが申請地になります。

今申請は、申請人が相続により取得した土地、家屋等を整理していたところ、実家への進入路として使用している土地が、農地であると判明したために提出されたものであります。申請人の父親が昭和45年に住宅を建築した当時から進入路として利用していたとのことですが、進入路部分は分筆されておらず、地目も畑であり、転用の記録も確認できませんでした。今回、現状に即した状態に是正すべく進入路部分を分筆し、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第12号番号1農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付した書類を精査し、7月21日午後5時頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、3区コミュニティ広場の西60メートル、西武鉄道の路線沿いになります。事務局の説明にもありましたが、50年以上前から進入路として利用しており、今回現状に即した状態に是正するために分筆し、申請に至ったということであり、申請手続を行わないと住宅への接道が確保できず、今後住宅の管理や処分に支障を来しますので、是正のため転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小泉委員、お願いします。

小泉委員 補助委員の小泉です。上程されました議案第12号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付資料を精査し、7月21日午後5時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。事務局や平沼推進委員の説明にもありましたとおり、現況に合わせるための申請でございます。申請地の北側に農地がございますが、こちらも申請者の所有ということで、周辺農地に与える影響は

少ないと判断されるため、特に問題はないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第12号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。出席者の全員賛成です。

よって、議案第12号番号1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号番号2につきまして、事務局から説明を求めます。

事 務 局 議案第12号番号2について説明いたします。

議案第12号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は4.14平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。

申請理由は所有墓地への通路であります。

なお、現在登記手続中とのことで、謄本等に代わり登記申請書の写しを添付しております。県への進達時までには差し替え提出するとのことでもありますので、ご了承いただきたいと思います。

4ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、県道熊谷小川秩父線の横瀬川に架かる語歌橋から北東に約270メートルのところ申請地になります。

添付の事業計画書にもございますが、申請地周辺の土地を売却することになったため、今後申請者が所有する墓地を管理する上で必要となる通路を確保するための申請であります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっ

ていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願い申し上げます。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第12号番号2農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月21日午後4時頃、補助委員の浅見農業委員と現地確認を行いました。場所は、川東13区札所五番語歌堂の北、約250メートル、県道から少し入った場所になります。申請地の周辺は令和元年9月に転用許可が下り宅地化が進んでおり、その後上程予定の5条申請地に隣接しております。申請者の所有する墓地の管理のため通路を確保するというので、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の2番、浅見委員、お願いします。

浅見委員 補助委員の浅見です。上程されました議案第12号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付資料を精査し、7月21日午後4時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地の北側に農地がございますが、承諾書も添付されています。今回の申請が墓地管理のための通路ということで、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了します。
続きまして、質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第12号番号2につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第12号番号2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第13号番号1につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第13号番号1について、説明いたします。

議案第13号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は300平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方で、譲受人の父親でございます。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定（30年）となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、国道299号線沿い姿地区にありますNTT東日本サービスセンターの南側が申請地になります。

この農地について、使用貸借権を設定し、自己用住宅として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第13号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月20日午後5時頃、補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。場所は、国道299号線にある甲斐石油とフジヤホールの間を南に入り、最初の交差点を右折して約50メートル進ん

だところになります。この農地に自己用住宅の建設をしたいとのことで、転用申請するものであります。申請地の隣は既に住宅やアパートが建設されており、生活するには便のよいところでありますので、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員 9 番、平沼委員、お願いします。

平沼委員

補助委員の平沼です。上程されました議案第13号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月20日午後5時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。関口推進委員からもございましたが、申請地の周辺には既に住宅やアパートも建築されており、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われま

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第13号番号1につきま

〔挙手全員〕

議 長

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第13号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきま

ここで、会議規則第11条の規定に準じ、1番、武藤委員の退席をお願い申し上げます。

〔1番 武藤量司委員退席〕

議 長

続きまして、議案第13号番号2につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第13号番号2について説明いたします。

議案第13号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆で

す。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は193平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに議案書にございますとおりの横瀬町在住の方であります。

申請理由は自己用住宅（敷地拡張）で、権利の種類は所有権の移転となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、国県道の交わる坂氷交差点から北道に約350メートルのところが申請地になります。現在住んでいる自宅に隣接するこの農地について、所有権を移転し、自己用住宅として敷地拡張したいとの転用申請でございます。添付の転用目的について記載があるとおりの、子供が安全に遊べる場所や来客等の駐車スペースを確保したいとのことからの申請であります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員にお願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第13号番号2農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月21日午前11時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から北西に約350メートル進んだところになります。自己用住宅の敷地拡張を行いたいとの転用申請であります。申請地は、数年来耕作が行われておらず、近隣も住宅の宅地化が進んでおりますので、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第13号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月21日午前11時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地の北側には農地もございますが、今回の申

請では特に大きな建築物を建てる予定はなさそうで、道を遮ることもないと思われまので、周辺農地に与える影響は少ないと判断され、特に問題はないものと考えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

ここで休憩します。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時25分

議 長 会議を再開いたします。

質疑に移ります。質疑のある方はどうぞ。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第13号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第13号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

では、武藤委員の入室をお願いします。

〔1番 武藤量司委員入室〕

議 長 1番、武藤委員にご報告を申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第13号番号2につきましては、全員賛成でございました。よって、許可相当とすることに決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

続きまして、議案第13号番号3につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第13号番号3について説明いたします。

議案第13号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は744平方メートルです。譲受人は町内に所在する法人で、譲渡人は町内在住の方であります。

申請理由は資材置場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

なお、議案第12号番号2と同じく、現在登記申請中とのことで、登記申

請の申請書類を添付して申請に至っております。ご了承ください。

8 ページ目を御覧ください。案内図 5 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、先ほどご審議いただきました、議案第12号番号2の隣地、県道熊谷小川秩父線の横瀬川に架かる語歌橋から北東に約250メートルのところになります。添付の事業計画書にもございますが、現在利用している駐車場及び資材置場の代替地を探していたところ、今回の申請地の所有者と協議が整い、申請に至ったとのことであります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第13号番号3農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月21日午後4時頃、補助委員の浅見農業委員と現地確認を行いました。場所は、先ほど審議しました、議案第12号番号2の隣接地にございます。添付された事業計画書を見ると、現在借用している駐車場、資材置場を返還予定とのこと、申請地所有者との話が整い、今回の申請に至ったようであります。車両等の保有台数を見ると、それなりの広さの土地が必要であることが分かります。町内企業が活発に活動していただけるのは望ましいことでもありますので、転用はやむを得ないと考えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、浅見委員、お願いします。

浅見委員 補助委員の浅見です。上程されました議案第13号番号3について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月21日午後4時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地は横瀬川の崖の上、奥まった場所に位置し

ており、数年来耕作されていない状態です。今後農地としての活用が臨めないのであれば、有効に利用していただくのもありではないかと考えます。隣接農地もありますが、承諾書の提出もごございますし、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

しばし中断いたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時40分

議 長

会議を再開いたします。

質疑に移ります。質疑がある方はどうぞ。

〔なし〕

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第13号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第13号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔異議なし〕

議 長

異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は、全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時42分)